

別表 1

ねこの基準

- 1 ゆずり渡しについて同居家族全員の同意が得られている飼いねこであること。
- 2 無償でゆずり渡しできる飼いねこであること。
- 3 健康であり、攻撃性等の問題行動を起こさない飼いねこであること。
- 4 性格が十分把握できていて、ねこのゆずり渡しに適している飼いねこであること。
- 5 やむを得ない理由で飼養できなくなった、飼いねこ（子ねこ・成ねこ）であること。なお、子ねこについては原則生後約 8 週令以上とする。